

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇告示 家畜傳染病予防法第六条による命令
右同

告示

鳥取県告示第百十九号

次のように結核病及びブルセラ病の検査を実施するので、
家畜傳染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第
六条の規定により、乳牛の所有者に対して検査をうける
ことを命ずる。

昭和二十九年三月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

昭和二十八年十月及び十一月の検査において猶予
したもので、搾乳の用に供し、又は供する目的で
飼育している雌牛並びにこれらの牛と同一施設内
で飼育している牛。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の別及びその方法

- 1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
- 2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速診断法

別表

実施期日	実施区域	実施場所
三月 十六日	西伯郡成美村	同上
" "	天津村	" "
" "	中浜村	" "
" 十七日	米子市尙徳	" "
" "	西伯郡手間村	" "
" "	崎津村	" "
" 二十二日	米子市五千石	" "

〃	西伯郡幡郷村	〃
〃	夜見村	〃
〃	彦名村	〃
〃	大幡村	〃
〃	栗村	〃
〃	和田村	〃
〃	富益村	〃
〃	大高村	〃
〃	米子市	〃
〃	西伯郡春日村	〃

検査はいづれの地区もツベルクリン注射後三日目を判定日とする。

鳥取県告示第百二十号

次のように馬傳染性貧血検査を実施するので、家畜傳染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定により、馬の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和二十九年三月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 実施の目的 馬傳染性貧血予防のため
 - 二 実施の区域 別表のとおり
 - 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 馬(生後一年以上のもの)
 - 四 実施の期日 別表のとおり
 - 五 検査の方法
 - 1 一般検査
 - 2 赤血球数の計算
 - 3 担鉄細胞の検出
- | 検査期日 | 実施区域 | 実施場所 |
|-------|---------------------------|-----------|
| 三月十六日 | 西伯郡手間村、賀野村、天津村、大田村、法勝寺村 | 西伯郡手間村検診所 |
| 〃 十七日 | 西伯郡幡郷村、大幡村、米子市五千石、尙徳村 | 幡郷村種付所 |
| 〃 十八日 | 西伯郡大高村、栗村、巖村、春日村、日吉津村、大和村 | 大高村普及事務所 |
| 〃 十九日 | 米子市、西伯郡成美村 | 米子家畜市場 |

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取